

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第13回）

平成31年4月23日

【課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会、国土管理専門委員会の第13回会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の栗林でございます。よろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。

国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開することとされております。本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点についてあらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。なお、カメラ撮りについては、冒頭のみでお願いいたします。

続きまして、委員のご紹介に移らせていただきます。本日、中出委員長、浅見委員、飯島委員、山野目委員は所用のため欠席という連絡をいただいております。本日、中出委員長にかわりまして、委員長代理の中村委員に議事運営をお願いいたします。一ノ瀬委員につきましては、少しおくれたのご出席というふうに連絡をいただいております。

本日は、一ノ瀬委員が来られたら6名の委員にご出席いただく予定となっております。国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしていることを申し添えます。

なお、本日、国会の関係で、事務局側の出席者については途中参加や途中退席がございます。あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

また、本委員会については、ペーパーレス会議での開催となっております。このため、今回の机上配付資料については、配席図、議事次第、2019年とりまとめ(案)(概要版)、2019年とりまとめ(案)の4種類となっております。皆様のペーパーレス化へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元のタブレットの操作方法について簡単にご説明します。

まず、表示されている画面の右上にあるアイコン、ペーパーが2枚縦に重なっているアイコンを押していただきますと、資料の切りかえ、ページの切りかえという表示が出ます。資料の切りかえを押していただくと、今回準備をさせていただきました資料が選択できる

ようになっております。右から左にスクロールいただきますと、全ての資料が見られるようになっております。

続きまして、1つの資料を開いていただきまして、先ほどの縦2枚のアイコンを見ていただいたときにページ切りかえというボタンを押すと、資料の全てのページが一覧となって出てきております。大分先のページに一気に飛びたい場合は、そのページのところに飛んでいただくように選択をすることが可能となっております。これ以外のアイコンにつきましては、基本的には使わないアイコンとなっておりますので、押さないように注意をお願いいたします。

また、上にあるアイコンの中で発表者というアイコンが白抜きで表示されていることと個人というところが青色に塗られていることをご確認いただきまして、もし万が一、共有に印が青でついている場合につきましては、個人のほうを選択いただいて、個人が青に表示されるように設定をお願いいたします。

簡単ですが、タブレットの操作方法についてご説明をさせていただきました。万が一、不備がございましたら事務局までご連絡ください。

それでは、これ以降の議事運営については中村委員長代理をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、カメラ撮りによる撮影はこれ以降はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【中村委員長代理】 北大の中村です。中出委員長欠席ということで、ふなれですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、皆さんのお手元にある議事次第を見ていただいて、まず最初に2019年とりまとめ（案）というのをまとめたいと思っています。これは昨年度議論した内容のとりまとめということのようです。それから、議事次第の（2）で今後の論点について、さらに国土専門委員会で議論すべき論点について事務局から説明していただいた後、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。それで、その他ということで進めてまいります。

それでは、早速ですけれども、議事次第（1）2019年とりまとめ（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

【国土管理企画室長】 国土管理企画室長の伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私からは資料1、資料2-1、資料2-2、前回3月にごらんいただきましたときに、

先生方から大変貴重なご意見を多々いただきましたので、できる限りそれを本文に反映させて修正したものがお手元にある資料2-2でございます。資料2-2が大部になっておりますのは、裏のほうに別紙1といたしまして調査の詳細な報告、別紙2といたしまして旧中条村でのワークショップの詳細な報告をつけております。

それでは、いただいたご意見、資料番号で申しますと、資料1というものをタブレットでござらんいただきつつ、私からは資料2-2で修正点、変更点をご紹介しますまいりたいと思います。

大きな枠組みと資料の文章構成全体にかかわる変更点でございますが、まずタイトルでございます。「なし崩し的な放置が予想される土地の管理のあり方」ということでこれは前回のサブタイトルにこのような表現がございましたが、私どものとりまとめ文書の問題意識としましては、このサブタイトルのほうがはっきり伝わるであろうと考えまして、このタイトルを本題といたしました。

おめくりいただきまして、4ページでございます。前回ござらんいただきましたとりまとめ文書の中では、利用と管理という形で両者の意味合いを整理したところでございますが、先生方からは違う視点からの意見もいただきました。例えば資料1の5ページ、一ノ瀬先生の6番でございますが、「『利用・管理』でよいのではないか。管理がマネジメントなら、管理の中に利用が入っているのが本来の形」と。1つお戻りいただきまして、3番の山野目先生のところでは、「利用していないことも利用だという人もいて、論理的に利用されていない土地はないという考え方もある」。

このような違う視点からのご意見も頂戴したところでございますが、ここでとりまとめ文書を一貫する整理といたしましては、「利用」ということを切り離しまして、「管理」のみで定義いたしました。「物理的行為を行う又は放置することによる悪影響を把握・抑制する行為」ということで、悪影響との関係によりまして管理の程度に違いがあるということを、この下の四角の中で具体例とともに整理いたしました。

それから、この箱の中の米書きでございますが、「悪影響」という言葉を用いております。これまで議論してきた「外部不経済」という言葉のほかにも、前回の委員会では、例えば林先生のご意見、資料1ですと2ページになりますが、4番のところでございます。「地域で議論されるのは使いたいと思ったときに使えないことによる心理的なダメージなど、これを外部不経済と表現するのが正しいかは議論が必要」と。また、5ページの一ノ瀬先生のところでございますが、外部不経済があるか否かではなく、「土地が本来持っている価値を

いかすとか、損ねないことが大事」と。その次の土屋先生のところでございますが、「本来の土地の価値をひとまず評価することのほうが外部経済よりもよい」と。

こういったご意見も頂戴いたしましたので、悪影響というところに将来的な活用可能性の喪失という視点も加えて整理しております。これは後ほど第4章のところでも再度触れさせていただきます。

それから、これまで定義のところに置いておりました「適切な管理」という言葉を省きました。この「適切な管理」という言葉によりまして、まさに適切なものが一義的に存在するかのように用いてきたわけでございますが、土地の所有者が模索する管理といえますのは、維持していきたい土地の優先度ですとか悪影響のあり方、こういったものの総合的な判断で決まってしまうので、安易に「適切な管理」という言葉を定義しないことといたしました。

続きまして、資料2-2の13ページ、第2章をごらんいただけますでしょうか。前回のご意見、4ページの瀬田先生のご意見でございますが、「土地の現状と課題についてもう少し調査の結果わかったことをしっかり記すべきではないか」といったことで、13ページから15ページに至ります現地調査の様様につきましては、土地が集中してではなくモザイク状に放置されやすいですとか、所有者が不在の場合に土地が放置されやすいといった見出された傾向というものを追記いたしまして、また現場調査の写真を大幅に追加いたしました。

それから、第3章でございます。資料2-2の20ページをごらんいただけますでしょうか。第3章の位置づけでございますが、前回ごらんいただきましたとりまとめの中におきましては、第3章の冒頭からフロー図を用いた地域の検討というものと、45度線のチャートを用いた広域的視点での評価と。こういうある意味、これまで作業仮説的に用いてきました2種類の図を冒頭でお示ししておりました。ただ、これまでの委員会のさまざまなご指摘の中で、机上の空論ではないかといったような趣旨のご意見も頂戴しております。

これまでのこうした議論とケーススタディでの実施の過程を踏まえまして、第3章につきましてはケーススタディに関する記述と限定いたしまして、従来ありました地域での検討フローといった図は第4章のほう、地域すべきことという中に一般化して、そういう構成にいたしました。したがって、この第3章では、参考にいたしました山形県作谷沢の事例、それからケーススタディでの実施の概要となっております。

さらに、45度線のチャート図、コストバイ分析の図でございましたが、こうした図に

つきましては、広田先生から指標に関する議論に注力することはそれほど意味がないのではないかといったご意見も頂戴しておりまして、まだ議論が熟していないということで、この本とりまとめへの記載からは取り下げております。このチャートを用いた分析のところでございます。

資料2-2の24ページをごらんいただけますでしょうか。ここで新たに図17といたしまして、ケーススタディを実施しました旧中条村伊折地区の概要を掲載いたしました。この伊折地区につきましては、人口減少・高齢化の問題を抱える典型的な地域と認識しておりまして、アンケートの回答地区の平均を上回るような数値をごらんいただけるかと思っております。こうした特徴は、今後、全国への横展開ということを考える上でも重要な示唆が得られたものと考えております。これは前回、瀬田先生からも、ご意見の中では2-3でございますが、ほかの地域への展開ということを意識していくことが重要であるといったご意見を頂戴しております。

続きまして、資料2-2の37ページをごらんいただけますでしょうか。国、都道府県、市町村の役割分担といったところで、これは前回の委員会におきまして、瀬田先生、一ノ瀬先生からそういった役割分担を示すことが重要であるということで、そのような構成に組み直しております。これは後ほど個別の論点ということでご紹介いたします。

以上、大きな枠組みとしては今申し上げたようなところでございますが、個別の点として委員のご意見等あわせてご紹介したい点を申し上げます。

まず、資料2-2の30ページをごらんいただけますでしょうか。想定する地域の単位といった問題でございます。このワークショップを実施いたしました伊折地区は、旧中条村には11の行政区がございまして、そのうちの一つでございましたが、前回の委員のご意見の3ページの11番、新井氏というのは自治会に参加されていらっしゃる、委員会にもお越しいただいた新井氏でございますが、このワークショップを進める上で、江戸時代の村の単位がちょうどよかったといったご意見を頂戴しております。この単位設定につきましては、地域の状況によりましていろいろな事例があろうかと思いますが、後ほど5.2.2.というところで、市町村が中心となった単位の設定の重要性というところにつながる話になってまいります。

続きまして、資料2-2の32ページ、地域での検討フロー図でございます。前回ごらんいただきましたものからワークショップでの現場を通じた実感と、また林先生から頂戴しました前回のご意見の2ページの1番、実際にワークショップで議論する際にはwill・

want・can・shouldを意識して議論することが重要であるといった意見を頂戴しております、こういった視点からフロー図を再整理いたしました。

言葉の使い方としましても、「利用」と言っていたところを全て「管理」という形で表現しております。従来どおりの方法で管理していくのか、新しい方法で管理していくのか、または必要最小限の管理としていくのか、このそれぞれにつきまして右側、領域の色と点線、破線の色をそろえておりますが、こういった行為がそれぞれに該当するのかということを具体的に例示いたしました。

また、このフロー図によりまして、これまで扱いでいろいろご意見も頂戴していました赤い領域がなくなりまして、地域では新たな方法で管理をしてみて、難しければ、真ん中のcanの視点というところがございますが、再度検討して、複数のシナリオを考えていくといったことが、このフロー図からも読み取れるかと思えます。こうしたフロー図を巡回することで、地域の意思を尊重した合意形成のプロセスになるのではないかと、そういう使い方ができるのではないかと考えております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、2-2の33ページ、上の部分では青の領域、黄色の領域、緑の領域をそれぞれ言葉で詳しく説明しております。下半分の部分でございますが、悪影響という点につきまして、実際、現地でのワークショップを通じた実感といたしまして、従来から言われている外部不経済のほか非常に強く感じられましたのが、将来的な活用の可能性を失ってしまう、こういった悪影響、地域の方々の心理的なダメージといったものが強く受け取られたところでございます。

この外部不経済につきましては、先ほど申しましたが、委員の先生方からも土地の価値を評価するという点の重要性につきまして頂戴したところでございます。

次に、34ページでございますが、「地域管理構想図」という表現でこの地域の土地の使い方を表現しております。これは前回ごらんいただきました案では「利用・管理構想」という表現でありまして、冒頭で申しました「利用と管理」の定義の難しさという問題に加えまして、後に出てまいります国、都道府県、市町村、行政側で描く管理構想というものと違いが非常に紛らわしいということで、地域管理構想図という名前をつけております。

この固有名詞自体には特別な意味はございません。地域で描く管理構想図というものを縮めた形でございます。具体的な事例としましては、資料2-2の22ページで私どもが参考にいたしました山形県作谷沢地区の事例ですとか、また旧中条村のケーススタディで、まさに現在、検討中のものが29ページ、2つのシナリオでこういう構想を描いてみた。

これが今の途中のものということで、こういったものを地域で描くことが重要ではないかと整理いたしました。

続きまして、資料2-2の37ページをごらんいただけますでしょうか。ここからは国が中心となつてすべきこと、市町村が中心となつてすべきことといった形で、それぞれの役割の主体的なものに沿つてなすべきことを整理しております。

まず、国が中心となつてすべきこととしまして管理構想の策定を挙げておりますが、前回までにお示した管理構想の記述におきましては、事務局の内部でもまだ検討が熟していない段階でございましたが、山野目委員からいただいたご意見でございます。ご意見4ページの3番目のところでございますが、管理構想を国土利用計画に位置づけることについて賛成する。こういった大きな国レベルでの役割というものが改めて認識されまして、このようなご意見も踏まえまして、管理構想の内容と役割について整理いたしました。

管理構想の主な特徴といたしましては、見出しにもそのまま書いてございますように、悪影響の抑制等の観点から放置すべきではない土地を類型化したもの、それから本文中では広域的視点のもの、地目横断的に策定されるものといった特徴でございます。

本文の37ページ19行目にもございますが、管理構想と申しましてもゼロから全て新しくつくるといふわけではございません。個別の分野ごと、例えば森林ですとか農地ですとか、それぞれ計画で既に位置づけられているものもあろうかと思いますが、こうしたものを地目横断的に示すということに意義があるのではないかと考えております。

また、「国を補完する形で都道府県が」と下のほうに記してございまして、後では「市町村の立場でも特に守りたいものなどを管理構想で」という書き方をしておりますが、国から都道府県、市町村と必ずしも上からの一方向というのではなく、県の策定したものを全国に広げるといった方向性も想定しております。

この管理構想に関連しまして、39ページの下半分をごらんいただけますでしょうか。市町村の管理構想図という、市町村の管理構想を絵に落としたものでございますが、これは後に述べます5.3.の国土利用計画活用への橋渡しを考えてございまして、市町村の管理構想図を描くと整理いたしました。この管理構想図につきましても新たにゼロからつくるといふよりも、国土利用計画（市町村計画）の中では土地利用構想図というものを多くの自治体がつくられておられますので、それに管理構想の要素を加えていくということになるかと思ひます。つまり、ここの管理構想の中では、国と県がビジョンを示しまして、市町村はそのビジョンを絵に示す、住民からその絵にご意見をいただけるという流れを想

定しております。

次に、市町村が中心となってすべきことというところでまとめました、まず38ページ5.2.2.主体の育成でございます。前回、広田先生から、主体の問題は避けて通れないので、次の段階でしっかり議論をしていくべきだといったご意見を頂戴しております。そこで、まず地域に一番身近な市町村の役割としてここに位置づけまして、それとともに市町村の予算、人力的な限界、制約というものも頂戴いたしましたので、そこが難しい場合には都道府県が専門家の派遣などでしっかり支援する仕組みとする必要があるというふうに整理いたしました。

この主体のあり方に関しましては、既に地域運営組織などが構築されている場合には、そういった組織に気づきを与えるということが非常に有効かと考えられますので、記載しております。長野の現地会議に出席いたしましたまめつてえ鬼無里の事務局より、土地を放置してよいものか、客観的に見るべきという新たな気づきを得たといった発言をいただいております。この主体の問題につきましては、6.1.の残された課題というところにも記しまして、引き続き課題の抽出に臨んでまいりたいと考えております。

続きまして、38ページの下から39ページにかけまして、放置された土地の現状及び将来的な放置が予想される土地の把握といった点でございます。前回、瀬田先生から、実態把握の必要性というものをもっと強調すべきではないかというご意見を頂戴しております。管理のあり方を考える前提情報としまして実態把握が重要である。そこで、これも市町村が中心となって行うべきものとして位置づけております。土屋先生からはモニタリングの必要性というご意見を頂戴いたしまして、将来的な放置の予想を市町村が現場で考えることによりまして、モニタリングの心構えというものを把握のプロセスの中で持っていただけではないかと考えております。

5.3.国土利用計画の活用可能性でございます。先ほど来申しました管理構想というものを各段階での国土利用計画に反映できる仕組みとなれば、より有効に活用できるものと思ひまして、このような章立てにしております。

特に加えましたのは分野横断的というところで、国土利用計画には分野横断的な性格があるわけですが、個別分野ごとの法定計画への位置づけも重要といった趣旨のことを明記いたしました。それが両方相まって推進していくことが望ましいと考えております。

2017年とりまとめ、国土利用計画の活用可能性のところとの関係も示しまして、先ほど申しました市町村の土地利用構想図に管理構想の要素を盛り込むとこういう活用の可

能性があるのではないかといったことを記載いたしました。

最後に、42ページの6. 1.以降は、残された課題として整理いたしました。まず、1番目を中心となる主体のあり方、主体を創出・育成するための方法ということで、旧中条村の例で申しますと、もともと中心となる方々はいらっしゃらなかったのですが、そこは適切なファシリテイト等の地域住民の関心が得られたということで、地域管理構想図の策定までは何とか見通すことができいております。しかしながら、構想図も実際に進捗管理をしていくためには、主体的に動いていただける方がいなければ難しいと考えられますので、こうした問題につきましては引き続きケーススタディの継続ということで、中心となる主体の創出、育成方法の課題を抽出してまいりたいと考えております。

次に、低コストな管理手法の研究及び普及ということで、言うまでもなく人口減少下の中では少ない人数負担でできる管理手法の導入が極めて重要でありまして、長野の現場開催の会議の際でも信州大学の先生の発表、説明いただいたところでございますが、この点、引き続き大学、公的研究機関などの研究を注視してまいりたいと考えております。

次の現在深刻化していない地区で将来的に起こり得る問題の展望といったところで、今年度の検討は主に中山間地域を中心に課題の抽出が行われましたもので、都市郊外部では、現地調査は行いましたが、特に面的な課題として深刻なものの認識は得られませんでした。しかしながら、今後の人口減少社会加速化を考えますと、都市の郊外部におきましては居住人口も多く、土地の需要が減退していると想像されますので、将来の課題の深刻化が大きく広がってくる可能性がございます。こうした課題は全国共通と考えられますので、引き続き国土管理専門委員会でも議論していきたいと考えております。詳しくは議事(2)のほうで紹介いたします。

次は地目横断的な管理構想の策定でございまして、先ほど5章でも国が中心となつてすべきことと整理いたしました。現時点におきましても人工林ですとか、保安上の危険がある空き家ですとか、こういったある程度放置すべきではない土地に関する知見というものは一定程度得られているところでございますが、これを地目横断的に判断するための考え方というものはまだまだ不十分と言わざるを得ないと考えられます。

そこで現時点での知見を整理いたしまして、漏れた部分も含めまして、地目横断的な検討を重ねていきたいと考えております。この点も議事(2)で詳述いたします。

最後に、必要な制度のあり方ということで、国土審議会の土地政策分科会特別部会のとりのまとめが2月に出てまいりまして、ここで述べられた取りまとめの中では、国土管理専

門委員会の審議事項とされております持続可能な国土管理利用と大いに関係する部分がございますので、それを踏まえた必要な制度のあり方の方向性を検討していきたいと考えております。これも詳しくは議事（２）のほうで詳述いたします。

以上、長くなってしまいましたが、前回お示ししたとりまとめ（案）からの変更点を中心に説明いたしました。

私からの説明は以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。前の内容の記憶もどのぐらい皆さんの中で残っているかわからないんですけども、特に最後のほうを詳しく説明していただいたので、ある程度変更になった場所も理解できたかと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見いただければと思います。どうぞ。

【土屋委員】 比較的軽い話題というか、32とか33のあたりに、これはたしか林先生がおっしゃったことに出てきたと思うんですけども、want・should・canというのがあるって、これは非常にわかりやすく、イメージとしていいと思うんですが、どうもwantが気になっていて、ほかのは全部助動詞なんですけど、wantだけは動詞なので、何とかならないかなと思って。

実はwillじゃだめだし、shallってかなり意志が入るのでいいんじゃないかと考えて、さっきちょっと引いたんですけども、shallってあんまり最近は使われてないようで。willというのは、その前には当然やりたいというのがあるわけだけども、時系列的に言えば当然やりたいからやるというので、willというのを使ってもいいかなと思った。wantでも皆さんがいいと言うなら、全くいいんですけども、思ったということで、ちょっと軽めです。

【中村委員長代理】 何か事務局のほうからありますか。これはどこかで必ずというか、こういった分け方をよくされているものなのですか、それともたまたま今回使われたということですか。

【課長補佐】 何かを参考にしてまとめたというよりは、今回、林先生からいただいたご意見をこのフローの中に落とししたときにどういう整理ができるかということで、事務局で整理したものになります。林先生には当然、ご意見をもらいながらまとめたものです。なので、これをどうしても変えられないということはないので、今日の先生のご意見も踏まえながら、また林先生とも少し意見交換させていただいて、検討させていただきたいと思います。

【中村委員長代理】 よろしく申し上げます。

ほかいかがでしょう。どうぞ。

【広田委員】 全体として非常にすっきりしたという印象を受けます。用語もそうですし、記述もすっきりしていい感じになったんじゃないかなと思います。

その上でなんですが、私も1点だけ、39ページがいいですか、40ページにもちょっと関わるんですが、市町村管理構想図の作成ということで、要するに今回のレポート全体が表題にあるようになし崩し的な放置というか、全体を見る視点がないまま、まさに個別になし崩しに進んでしまうところが一番問題だと捉えています。私も最初の頃からそこがポイントじゃないかと思っていたんですが、そこに着目されて整理されて、すっきりしました。なし崩し的な放置というか、推移を許さないツールとして、ここで言う管理構想図、計画を作るのもいいと思うんですが、計画を形骸化させないように、計画というのは何か物事を計画的に実現するためにまとめるわけですから、先ほど話もあったように、一定期間を置いたらモニタリングして、その計画なり構想を絶えず見直していくという、我々の分野では計画のマネジメントと言うんですけれども、その視点を入れたほうがいいんじゃないか。

以前もちょっと申し上げたかと思うんですが、39ページの市町村管理構想図についても計画のマネジメントという視点を入れるのと、あと40ページの国土利用計画の活用というのもすごく重要なことだと思うんですけれども、法定計画になるとますます形骸化しやすく、一旦作ってしまうとそれを変更や修正しようと思うとそれなりの手続きが要るので、どうしても計画を放置しがちなんです。

それを避ける工夫、仕組みが必要で、特に法定計画にするとその部分がないと、あまり変更ないまま計画図が、放置しているわけじゃないんですけれども、なかなか変えにくくてそのままになってしまって、本来の柔軟な運用というか、そういう使い方がやりにくくなってしまいがちなので、いつも言っているように計画の順応的管理というか、その仕組みをちょっと入れたほうがいいかなと。

現状の推移や、あるいは計画というのはその時点でそれなりの時間を使っていろんな方が関わって作るんですけれども、パーフェクトな計画というのはそもそもないわけで、とりあえず作って実際に運用してみて、具合が悪いところを修正していくという、繰り返しになりますけれども、順応的な対応が必要なので、その部分への言及を少し入れてもらえると、より良くなるかと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。事務局のほうから特に。よろしいですか。

【国土管理企画室長】 しっかり受けとめたいと思います。

【中村委員長代理】 ほかはいかがでしょうか。順番にいきましょう。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。済みません、少しおくれまして。

前回、3月に委員会があつて、その後、3月末に西日本豪雨の被災地に行つてきまして、この前の週末も金曜日から、阿蘇のほうで始まる新しい環境省のプロジェクトの関係で、3日間ほど熊本と阿蘇に行つておりまして、その中でも前回も少し議論があつた、例えば放つていても結構大丈夫なんじゃないかという話と、委員の中でももう少し広い目で見ないと、広域性が損なわれる問題があるんじゃないかということもちょっと考えながら現場を見ていました。

そういう意味でいうと、今改めてもう一回いただいた原案、基本的にはこの間、随分ディスカッションされたことが整理されて、私もかなりすっきりしたものになっていると思っています。

ただ、改めて見ると、非常にボトムアップ的な構成になっているんだろうなと考えておりまして、国の役割とか自治体の役割、それも大きな方向性として別に反対なわけではないんですけども、これまでも何回か申し上げたみたいに、自治体のレベルでは手が余ったりとか、あるいは地域のレベルで見逃しているけれども、問題があるかもしれないみたいなことも考えると、ほんとうは国土全体を見渡すみたいな意味でいうと、国の役割として、今は顕在化してない、あるいはどうやらこちら辺は危ないんじゃないかみたいなことを、日本全土を見てそういうものを調べるようなことが必要なんじゃないかと改めて見て思っていました。

というのは、国が中心になってすべきことというのが37ページに、土地を類型化して管理構想の策定というか、その方策みたいなもの、メニューを示すみたいな、もちろんそれは賛成なんですけれども、もう一方で、地元も危ないと言つてないし、地域の人も危ないと言つてないんですけども、それが今すぐ思い浮かばないので、ここに書き込んでいただくという意味ではないと申し上げたんですけれども、人口の状態とか土地利用の状態で、こちら辺は実は危ないんじゃないかみたいなことを探らなきゃいけないのかと思つています。

というのは、前回もちょっと申し上げた、例えばアンケートを送つても返つてこない、

非常に小規模な自治体になってくると、マンパワーなども非常に厳しいんだというのを、おつき合いさせていただいてひしひしと感じています。

そういう中で専門家とかがたくさんいたりで、こちらもいろいろやりたいことがあってとかであっても、そういうこと自体に対応するのも大変ということも見ていますと、もちろんそういうところに、例えば県が何できるかとか国が何できるか、個別に言うとなんかということになるのかもしれないんですが、ちゃんと国のレベルで、国のレベルというのは国交省なり、そういうレベルで国土を見ておくみたいなのが大事なかと。ただ、今このどこを変えろということをお願いしたいわけではなくて、可能であれば次のステップで少し議論をさせていただければと思っているということです。

済みません。長くなりました。以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。今の点はいかがでしょうか。広域的な評価というか、ある意味で診断みたいなことになっていくと思うんですけども、そういったものを国としてある程度サポートしていくべきなんじゃないか、もしくは広域的に見ていくべきなんじゃないかというご意見だと思うんですけども、どちらかという自治体中心にいろいろやっていただいて、それをボトムアップで上げてくるというのが多分この内容の趣旨だと思うんです。一ノ瀬委員はやわらかく、これをどうこうということではなくて、将来的な課題としてもそういうふうに考えていただきたいという発言だったと思います。

【国土管理企画室長】 お答えいたします。次でご紹介いたします、これからこの委員会で何をやっていくかというところで、全国の地目横断の管理構想を検討するといった点がございまして。そこに大いにかかわってこようかと思っております。都道府県なり国なりが、マンパワーの限られたような自治体をどう支援していくかということも非常に重要な論点だと思いますので、一部そういった記述も都道府県がすべきことといった形で書いてはおりますが、もう少しほかに何かサポートできることはないか。これは引き続き考えていかなければならないことと思っております。

以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。

【大原委員】 今回は非常にわかりやすく改善されていると思っております。34ページで、第4章で今回のバージョンから地域管理構想図という言葉を使うようになっておりますごくわかりやすくいいんですが、3章のケーススタディのところでも地域管理構想図と

という言葉を使わずに、土地の管理の構想という言い方をしているので、4章を読んだときに、ケーススタディで地域管理構想図って作ったのかな、と誤ってしまいました。28ページくらいからこの構想図をつくっている説明が出るんですけども、ここでは地域管理構想図をつくりましょうということを書いていただいて、土地の管理の構想図という言葉はやめて、地域管理構想図に統一してもらったほうがわかりやすいのではないかと思います。

あと、34ページを見ますと、地域管理構想図は従来どおりの方法の管理と新たな方法と必要最小限の3つの分類で地図化しているということですが、28ページを見ますと、従来どおりと新たな方法は書いてあるんですが、3番目の必要最小限の管理というところが人手をかけないという言い方をされていて、同じなんですけれども、言葉の使い方が変わったりしていて、読んでいて、どれが対応するのかちょっと混乱したりしましたので、言葉の対応づけに一貫性を持たせていただけるとありがたいと思いました。

あと、地域管理構想図のつくり方は、今回のワークショップを通して非常に試行錯誤をして、こういうふうにとめるというやり方を編み出していただいたわけなので、今後、市町村が中心になってなすべきことの中に地域管理構想図を描くための場や中心となる主体の創出・育成も既に挙げてありますが、そもそものつくり方とか議論の仕方ももっといろいろ発展させる余地があるのではないかと思います。そういうところも今後どんどんやっていったほうがいいことに挙げていただくといいのではないかと思います。

以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。今の点、34ページで地域管理構想図というのが書かれてきて、今、大原委員がおっしゃったようなワークショップでやられたもの、赤、黄色、緑がいわばそれに該当するというふうに示していくのか。これはあくまでも一つの事例であって、この管理構想図というのもある意味まだ完成されたものではないですよね。今後の発展の余地はあるという前提で、皆さんこういうものをつくるんだなということがわかると思うんですけども、これ以外にも管理構想図というものの内容があるならば、あまりこれに固定してしまうのもちょっと心配ではあるんですけど。

【国土管理企画室長】 大原先生おっしゃるとおり、試行錯誤で進めてきたところもありまして、私どもの今の整理の中ではワークショップで色を塗ったところと、32ページ、34ページでお示ししている色の使い方というのはそろえたつもりでおりますが、これ以外に何かほかの道があるんじゃないか、ほかの整理や表現もあるんじゃないか、それはお

っしやるとおりでございますので、まだまだこの1件から全てに普遍化、これで完璧というわけではございませんが、一つの形として両方そろえた形を出していきたいと考えております。

【中村委員長代理】 後で言おうとしたんですけれども、これを読まれる方々、特に自治体の方々はイメージが湧かないと思いますので、例えばということで、この前のケーススタディを一つ引用するというのは私も良いのではないかと思います。

ただ、これがどんな形で決められてきたか。どちらかという、ボトムアップの議論の中で決められてきましたよね。実際には、この3つの区分自体の評価的なものはまだ未完成ですよね。あるときはもうちょっと科学的なエビデンスを積み上げた上で放置しても大丈夫とか、今のままちょっと手を加えるべきだ、手を加えるときはこんな方向を見るべきなのではないかとか。まだわかっていなくてこの中に書き入れられていないこともあると思うので、その辺は最後のほうの課題のところ、地域管理構想図というのはあくまで一つの事例、ケーススタディは示したけれども、それについてまだ足りない点があって、それは私の考えでいうと、科学的なエビデンスをもうちょっと入れていかないと、ばらばらな基準の中で青、黄色、緑の領域が各自治体によって違った評価の中で決められていく。

それはそれで必ずしも悪いことではなく、どこを大事にするかという中では大事な面はあるかもしれないんですけれども、ただ、何せボトムアップでうまくつかめるところと、先ほどの役割分担の中でエビデンスを積み上げてきちんと評価するというのも、両方あったほうがいいのかないかなという感じがしました。

瀬田委員、お願いします。

【瀬田委員】 1点だけなんですけれども、30ページから地域ですべきことということで、次のページからステップ1、2、3というふうにあります、その前の前提としてステップゼロとして、そもそも地域で考えてくれる人をどんどん増やすというか、そのステップは結構大事かなというふうに非常に感じています。

おそらくケーススタディの場合は既に問題意識を非常に深く持っている人が多くて、そのステップはパスしてワンから始められるということだったかと思うんですが、通常は、例えば役場の方が問題意識を持って、地域の人は放っておいてもいいとか、逆に地域の人で心配する人がいてもあんまり周りの人は意に介さないような、そんな状況がおそらく普通なのかなと思うと、ステップゼロというのは非常に大事で、問題意識がかなり地域の中で醸成されてきた後に、どうやってやろうかと、あるいはちゃんと状況を把握しなきゃ

いけないという、31ページに書いてあることを進める段階になるんじゃないかと思うんです。

可能であれば、問題意識を持った人が、まず最初にどうやって地域で考えてくれる人を増やすか、あるいはこの報告書を読む方が、例えば普通の住民だったりした場合はどこに持ちかければいいのかというところ、難しいところではあると思うんですけども、少しいろんな選択肢を挙げていただくと、より現在抱えている問題に直接アプローチをする報告書になるんじゃないかと思います。

以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。どうぞ。

【専門調査官】 今回の書き方の整理学としては、4章は地域を主語として、5章は国、都道府県、市町村を主語として書いていますので、おそらくステップゼロに関しては主語も市町村なんだろうというふうに認識していて、38ページの5.2.2.の市町村が中心となつてすべきことの一丁目一番地のところで主体の創出・育成というふうに書いていて、これがステップゼロに位置づけるようなものなのかなと思っています。ただ、4章から読み始めたときに、その視点がわかりづらいというところもあるかと思っていますので、どう改善できるか考えてみたいと思っています。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。

それでは、さっき土屋さんは軽くとおっしゃったので、思いも含めてどうでしょうか。

【土屋委員】 ありがとうございます。市町村が中心になつてすべきこと、第5章ですが、これは国と都道府県、市町村と表題はなっていますが、実際はこの節の構成でいくと、市町村と国は書いてあるんですが、都道府県は付加的になっているんです。ちょっとこれが気になっていて、都道府県というのは、例えば前も言ったと思いますが、森林の場合だと森林系の職員の数というのは国と市町村のを足したのよりも都道府県のほうが多くて、大体1.5倍ぐらい都道府県がいるんです。かつ、専門性というのはもちろん国の職員は持っているわけですが、都道府県もそれに準じた形で持っているというのは、かなり市町村段階とは違うところだと思っていて、そのポテンシャルや能力を生かさない手はないと思うんです。

ただし、もう片方で、地目横断的、もしくはさまざまな政策を横断的に見る機能というのは市町村が持っているので、都道府県がやってしまうと、国からと同じで、縦割りになってしまうところをどううまく使っていくかということが重要で、ここでは市町村の記

述のところでも地目横断的な機能というのを市町村が持っている、もしくは下の地域が持っているということをもう少し強調すべきで、例えば市町村がそのために会議や検討の場をつくるときに専門家を呼ぶ、ここでは専門家を派遣してということで都道府県の役割と書いてありますけれども、都道府県の職員もかなり専門性を持っているので、そういう都道府県の職員が専門家的な部分として市町村に招聘される。そこでさまざまなアドバイスをしていくという機能がもう少し強調されてもいいんじゃないかと思います。

実は森林のほうで森林経営管理法ができたりして、片方で森林環境税のもあって、基本的に言うと、市町村がいろんなことをやらなくちゃいけないわけですけども、それを都道府県がサポートする意味で、これは都道府県によっていろいろ違うんですけども、サポートセンターのようなものをつくっている場合があって、つまり市町村の要望に応じてさまざまなお手伝いをするところとしての都道府県というのがあるといえます。

この場合だと、それは横断的に、例えば都道府県の出先単位ぐらいで、そこの出先にいるさまざまな分野の、もしくは地目担当の、あるいは法定計画担当の人たちが一つのチームをつくっていて、それが都道府県からお助けのために派遣される仕組みというのはあり得るんじゃないかという気がしています。

それからもう1個、これは前回の私の意見も紹介していただきまして、先ほど広田さんも言ってくれたんですけども、モニタリングは非常に重要だと思っていまして、モニタリングがなくて棚ざらしになっている計画もたくさん見えていますので、モニタリングとある期間内でのその見直しというのを強調して強調し過ぎることはないんじゃないかと私は思っています。

以上です。

【中村委員長代理】 今のモニタリングをする主体は、基本は自治体になると。

【土屋委員】 それはそうですね。

【中村委員長代理】 その内容についてはどんな内容をイメージされるのか、もうちょっと教えてほしいんですけど。

【土屋委員】 1つは、これは先ほど広田さんが言われたことですけども、計画なり管理構想ができるわけだから、ここの管理はこの程度だということをやるわけですね。ただし、それはそのときの情勢や、そのときにそれにかかわったさまざまな主体の合意でできるわけだけども、それはある時間をかけたら違ってくる可能性がある。1つは、その違いというのはある程度モニタリングによって事実の変化を見ておいて、ある時点でそれ

をもう一度見直しという形で判断をして、そこで変えていくということになるわけで、ですから基本的には市町村、もしくはその下の地域になるんですけども、それは先ほどの都道府県の話ともかかわるんですけども、市町村だけだと難しいのかもしれませんが、だから、そこでは都道府県が出しゃばらない形でのサポートをぜひやっていただけたらと思います。

たしか作谷沢の例でも、15年の構想の見直しというのは県の出先機関が初めに行ったというのは、そういう意味での典型的なサポートなんじゃないかと思います。

【中村委員長代理】 具体的に先ほどのケーススタディで言うと、青、黄色、緑の区分が将来的な形で妥当なのかとか、もう1個、実際には放置してはいけない場所については何らかの行為をするわけですよね。そのモニタリングがまた必要になってくるんですね。わかりました。

ほかいかがでしょうか。どうぞ。

【広田委員】 よろしいですか、追加で。2点ありまして、今の土屋さんの議論とも絡むんですが、主体の件です。先ほどから市町村が一つの有力な主体として位置づけられているわけですけども、実際の市町村の現在の力量とかマンパワーから見ると、これに取り組むだけの力ないしは関心と言ったらいいんでしょうか、モチベーションというか、それを期待するのはちょっと難しいところもあるかなというのが正直なところですよ。

その意味で、先ほどからサポートとありますが、こういうことに関心がある何らかの主体によるサポートの仕組みをつくらないと、そもそも市町村がこういうことに取り組もうというところがちょっと怪しいかなという気がしないでもないと思います。NGOとかNPOというのものもあるでしょうし、森林関係に人が余っているわけじゃないと思うんですけども。

【土屋委員】 余ってはないですね。

【広田委員】 余ってないですか。ここはしっかりと考えておかないと、ここで書かれた提案自身が絵に描いた餅になる危険もあるかと思います。

ただ1つ、もし市町村がこういう問題に取り組もうというモチベーションというか、動機になるとすると、人口が減少してこの地域全体をどうしていくべきだというのは、ものすごく関心があると思うんです。単なる土地の管理ではなくて、この地域をどうするんだという問題であれば相当関心を持って取り組むと思うので、ここで提案する地域管理構想とか構想図というのは、まさに人口減少していくこの地域の保全なり、あるいは振興

なり、それこそ撤退なり、それを考えるツールとして位置づけると、わりと市町村は関心を持つと思いました。

大きなもう1点なのですが、先ほどの一ノ瀬さんのご発言で、国が中心となってすべきことって何かあるかなというところですが、すぐ思いつくのは、安全保障というのはここで考えなくていいのかなと。今、離島などで人がいなくなって管理されなくなると、安全保障上の問題というのが当然考えられる世の中ですから、安全保障という視点が、37ページに国が中心となってすべきことって幾つか書いてあるんですが、一つの視点になるかなと。

あともう一つあるとすると、防災とか減災もあり得るかなという気はします。こちら辺はちょっとテクニカルにもなると思うんですけども、先ほど西日本豪雨の話をされましたが、私も去年行きましたし、先月も九州北部豪雨の朝倉市に行ってきたんですけども、ひどい状況でして、ああいった集中的な豪雨とか河川の氾濫というのは今や毎年でも起こり得るような話だと思います。防災と国土管理なんですけど、もちろん防災上脆弱な地域をこの類型に入れるというのももちろんあると思うんですが、私がいろんな被災地に行って考えるのは、被災したところを事後的に膨大なお金をかけて災害復旧していいのかというところが実はあって、仮に災害復旧してもまた雨が降ったら危険な場所というのも大いにあるわけです。

なので、ちょっとこの委員会から外れるかもしれないんですけども、防災とか減災の視点から放置すべきでないというか、気にかけておかなくちゃいけないエリアというのは明らかにあると思っています。

ただ、この国土管理委員会の扱うマターかどうかはちょっとまた別かなと思うんですけども、山間地域の土砂崩れもそうですし、あと平場の、朝倉市もそうでしたけれども、筑後川が破堤というか、溢水しちゃって、かなり広範に浸水しましたよね。それから、真備町もそうでしたけども。ハザードマップがかなり正確だったということもいろいろ言われていますけれども、逆にむしろ放置というか、利用しないでおく土地を特定するみたいな国土管理もあるかなという気もしますので、防災・減災の視点から放置すべきでない土地の類型化と絡められるかなという気もちょっとします。ほかの委員会等で防災関係はやっておられると思うので、ここで扱うかどうかは私はよく分からないところがあるんですけども。

以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。今おっしゃられたのは、少しだけ37ページの5.2.1.国が中心になってすべきことの①、これは例えばということで、人工林の放置によって土砂流出等で、いわばそういった災害的なものが起こることについて対応するという事は書いてあるんです。今の広田さんのお話について事務局から何かありますか。

【国土管理企画室長】 国が中心となって考える管理構想につきましては、いろいろな考え方もある。先生おっしゃったように、安全保障のものも分野としては当然あるかと思えますので、もう少し皆様のご意見を頂戴しながらしっかり考えていきたいと思えます。

【中村委員長代理】 そろそろ、決して制限するわけではないのですが、いかがでしょう。特にありませんか。

大体出尽くしたということで、ひとまず今まで述べられた意見は大幅な骨格の変更というよりは、例えば5章の主体の問題であったり、あとは6章の今後やっていく課題の問題が中心なのかなという感じがします。

ということで、全体としてはそれほど大幅な変更がないので、ひとまずざっとメモ書きしたことだけを言いますと、特にこういった地域の計画を立てた場合、地域管理構想図なるものをつくった場合に絵に描いた餅に終わってはいけないので、常にそれが新たな時代の要請であったり、時代の変化を踏まえながら変わっていくような、そんな順応的なアダプティブな計画論であってほしいと。これは広田さんも言われていて、土屋さんもそういったものを実施していくためには、モニタリングみたいなものをきちんとやっていかないと、うまくPDCAが回らないだろうという意見がありました。

特にまた主体の問題については、瀬田委員がおっしゃられたように、まず最初のそういう方々がどういう形でモチベーションをつくっていくかということで、それは5章に書いてあったりはしているんですけども、それを4章のほうに持ち込むということも一度まずはご検討いただいて、座りが悪かった場合には今のままの場所でもいいのかなという感じがしました。

それから、地域管理構想図なるものが一つの事例としてつくられていて、それをまず例として挙げるのは私もいいと思うんですけども、一ノ瀬委員がおっしゃったような、もしくは今、広田さんがおっしゃったような防災・減災とか、国がやらなくちゃいけないこととしてもう少し広域的な立場からの検討が必要ではないか。しかも構想図をつくる場合、科学的なエビデンスを積み上げた形でやるということも必要なのではないか。もう一つは

地域の要請。多分両方あったほうが良いと思うんですけども、その辺について今後検討していくといった内容も、書き込めたら書き込めるほうが良いのかなという感じがしました。

もう一つ、主体のことでちょっと。土屋さんがおっしゃられた、自治体というのはそれほどいろんな方がいるわけではないので、こういうものをつくってくれと言われてもなかなか動きづらいただろう。どうやっていったらいいかわからない、財源もなかなか難しいという問題があるので、そういった中では都道府県には専門の方々がおられるので、自治体をサポートするような形でやっていくのが重要ではないかという意見が出ていたと思います。

あと6章の残された課題のところ、順番に書いてはあるんですけども、丸印で書いていて、当初、「人」「土地」「仕組み」というのを基準としてやっておられましたよね。私の意見としては、そういった「人」「土地」「仕組み」について残された課題という形でまとめてくださると、この一つ一つの丸印が繋がった形で見えてくるのかなという感じがします。これは配置の問題ですけど。

あとはもう一つのまとめ方としては、前のほうの報告書に書かれた目次に沿った形で、それぞれ順番に残された課題を書いて、この辺の課題が前の5章までとつながった形で示されていくのが良いのかなという感じがしました。そこに先ほどの皆様のご意見を加えていただければと思います。

それで、前に進めたいので、もし委員の方々に同意いただけるならば、資料2-2の今皆さんに見ていただいたとりまとめ(案)の本文ともう一つ資料2-1の概要版というのがあるんですけども、皆さんおおむね骨格についてはお認めいただいたということで、本日のご意見を踏まえて中出委員長と、私も今回、代理でやらせていただいたので、預かりとさせていただきます、実際には修正案を5月21日の計画推進部会に報告を行って、とりまとめして発表したいということのようです。その方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、(2)「国土管理専門委員会」における今後の主な論点(案)について事務局からお願いいたします。

【国土管理企画室長】 議事(2)としまして、私からは資料3に基づいて、今後の主な論点をご説明させていただきます。お手元のタブレットの中では資料3です。

今、中村先生からとりまとめの最後、修正の方向性をご指示いただきましたので、残された課題というところにも少しかかわってくるかと思いますが、それ以外にもここで、今後検討すべき主な論点について、事務局の現在の案をお示ししているものであります。忌憚のないご意見をいただければと思います。

ここにありますのは、先ほどごらんいただきましたとりまとめ文中の残された課題のところでは挙げられていたものになります。まず、土地の問題が深刻化していない地区、具体的には大都市遠郊部、地方都市近郊部などを想定しておりますが、こういったところで将来的に起こり得る問題の展望といたしまして、先ほど申しましたが、今年度の検討は主に中山間地における現地調査、課題の抽出を中心に行ってまいりましたので、都市郊外部での調査は比較的少なかった中で、こうした地域での将来的な課題の深刻化が今後増えていくことが予見されます。

ここで挙げました大都市遠郊部、地方都市近郊部という設定につきましては、中出委員長からご提案がございました。潜在的な土地需要の今後の低迷ですとか、公共交通の不便さといった共通点が見られまして、管理されない、使われない土地が今後大量に発生してくるおそれ、それから公共交通の維持が困難になってくる可能性もございます。委員長によれば、昭和40年代から平成に入るぐらいまでに新たに開発された地域が多いといったことございます。

この調査に当たりましては、中山間地とは異なりまして、住民とのワークショップという手法がいきなり有効とも思えませんので、中出委員長からは自治体関係者からのヒアリングなどを実施してはどうかというご提案がございました。個別の空き家、住宅団地というものよりも、むしろ面的な地域での選択と集中、地目の変更を誘導していく。こういったことをどう取り組んでいくか、先進的な事例などを調べてまいりたいと考えております。何か論点などございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。

次に挙げておりますのは地目横断的な管理構想の検討と。先ほどとりまとめ本文の中でも言及いたしました。現時点で国として持っている知見というものもある程度ございますので、そういったものを整理してまいりたいと思いますが、それ以外、広域的な視点ですとか地目横断的な視点ということで、特に各地目の典型的な場合というのはこう対策すべきだということが明らかになっている部分もございますが、そういった典型例を外れた場合、または地目から漏れていたり、地目が移りつつあるような事例にも目を向けていきたいと考えております。

この管理構想につきましては、将来的には国土利用計画などに盛り込むということを目標に検討を始めていきたいと考えておりますので、この点につきまして管理構想の中身、検討方法につきましてもどのような論点があるかご意見を頂戴できればと思います。

続きまして、土地政策分科会特別部会とりまとめ、突然ここで言及いたしますのも唐突な感がされるかと思いますが、資料を少し切りかえていただきまして、参考資料1-1、1-2をごらんいただければと思います。1-1が概要版で、1-2が詳細な文章でのとりまとめとなっております。

国土審議会土地政策分科会特別部会につきましては、山野目先生が座長を務めていらっしゃいまして、中出先生が特別委員として加わっております。概要版の1ページをごらんいただきますと、特別部会の検討が始められた背景が一番上のほうにございます。人口減少社会で管理不全の土地が増えている、周囲への悪影響と。ここまでは私どもの管理専門委員会と同様の背景認識でございますが、これに伴って土地に関する理念法である土地基本法というものに、時代とのそごがさまざまな場面で出ているのではないかといった問題意識が書かれております。

下の矢印で対応の必要性とございますが、そのため人口減少社会に対応した新たな土地政策の基本理念を明らかにして、土地基本法を見直していくことが必要ではないかという趣旨から立ち上げられ、取りまとめをされたものでございます。

とりまとめの大まかな内容としましては、次の2ページをごらんいただきますと、上のほうにございますが、所有者をはじめとした土地に関係する者の適切な役割分担を明らかにいたしまして、その上で土地の適切な利用・管理の確保のため、土地に関する制度・施策を再構築すべきということをうたっております。

具体的にまず何から始まるかといいますと、下の段の上のほうの土地利用・管理に関する責務と役割分担というところでございますが、まず所有者に対しましては第一次的にしへ悪影響を与えないようにと。そういった形で、土地の適切な利用・管理を行う役割があるんだと。こういうものを所有者の責務としましてしっかりと位置づける。次の段にいきますが、それとともに近隣住民など、それから国、地方公共団体など、こういったものの関与のあり方の方向性を打ち出しております。私ども国土管理専門委員会の視点からも、この所有者の責務が十分に果たされていない場合の関係者とのかかわりというところを注意して見ていかなければならないと考えております。

次の3ページは、概要資料ではいろいろな要素が込められておりまして、かえって理解

しにくいところがございますので、ここからは本文をごらんいただきたいと思います。参考資料1-2でございます。

参考資料1-2のとりまとめ本文におきましては、問題背景に引き続きまして、所有者が負うべき責務や、その周りの土地に関係する関係者の役割の分担という順序で書かれております。そこが始まるのが8ページからでございます。

8ページから所有者の責務がございますが、所有者の責務を果たさない場合というのが9ページからございまして、悪影響の度合いに応じて土地所有権が制限を受ける場面がある。ここは所有者自身の問題でございますが、所有者以外の者の役割として9ページの下の方から始まっております。

ここから行政の役割、民間、近隣住民・地域コミュニティなどの役割ということが列記されておりますが、重要な点は11ページからございまして、まず上のほう、求められる管理のあり方が論として挙げられております。管理がしっかりなされていない不全の土地におきまして求められる管理のあり方を明らかにするため、影響を受ける周辺地域で合意形成を進めることが重要だということが申されております。

また、合意形成を進めるに当たりまして、周辺に悪影響を与えない、利用見込みもない土地については、最低限の管理で足りるという方向性が示されております。最低限の管理とは、ここでは法的な管理、境界を明らかにするとか、そういったものも含まれて考えておりますので、これまで私ども当委員会で議論してきたものとは若干ずれはございますが、そういう方向性が出されております。

恐縮ですが、ここで少し飛んでいただきまして、管理のあり方につきまして具体的な方向性、もう少し具体例に即して申しますと、15ページをごらんいただけますでしょうか。ここで地域における適切な土地の利用・管理の確保といたしまして、i) 地域における合意形成のコーディネートということで、市町村やまちづくり団体などが適切にコーディネート機能を果たしていくことが重要である。

それから、1ポツの一番下のほうでございますが、地方公共団体が地域の土地の管理のあり方に関する計画、指針などを事前に、または合意形成の過程で明らかにすること。こういった点が措置の方向性として示されております。この点は先ほど来議論いただきました2019年度とりまとめの中で、合意形成のあかしとして地域管理構想図を使うのですとか、市町村が市町村の立場で出す管理構想図が活用できる、また活用すべき場なのかという考え方もあろうかと思えます。また、2019年とりまとめの中にごございます市町村に

よる場の設定、主体をつくっていく、こういったこともリンクしてくる論点かと思われ
ます。

それから、少し戻っていただきまして11ページ、先ほどまで管理のあり方というこ
とで申しましたが、もう一つ大きな論点、柱となるのは主体のあり方かと思われま
す。2019年とりまとめの中でも広田先生おっしゃるように、主体をどうしていくかとい
うところは大変大きな話でございますが、この特別部会のとりまとめにおきましても管理する主
体というところが論じられておりまして、所有者による利用・管理が困難な場合、中ほど
の(3)土地を手放すための仕組みとの関係というところでございますが、所有者みずか
らによる利用管理が困難な場合においても、近隣住民・地域コミュニティなどが適切な利
用管理に向けて協力することが求められる。

今度は下のほうに飛びまして、市場ベースのマッチングが成立しなかった土地につい
ては、地域における合意形成プロセスの中で地域の公益につながるために利用・管理する意
義があると認められる場合には、市町村みずからが利用・管理する、取得する場合も考え
られるといった議論がなされております。これが具体的な措置の方向性として、また
飛んでいただいて恐縮ですが、16ページをごらんいただけますでしょうか。

ここでii) 地域における利用・管理への支援ということでございまして、地域コミュニ
ティなどの組織・団体が当該土地を利用・管理する場合の支援措置や、利用管理を円滑に
行うための制度の検討が求められるといったところでございます。この点も主体となる団
体とのかかわりで、2019年とりまとめでの議論の延長になってこようかと思いま
す。ただ、2019年とりまとめの中では公的機関そのもの、市町村自身が主体となるとい
うことを想定した検討は行っておりませんので、そこまで考えると、また新たな段階
に入るということかと思われま

す。このとりまとめと国土管理専門委員会との関係は、以上申し上げたような点がかかわ
ってまいりますが、現段階では特別部会とりまとめを受けた具体的な制度検討、改正検討と
いうのはまだ進められておりません。したがって、本日、具体的な案としてお示しす
ることはまだできないわけですが、国土管理専門委員会の任務と関連しまして、どのよ
うな論点が考えられるのかといったところは委員のご意見を頂戴できればと思いま
す。

資料3にお戻りいただきまして、2ページの②でございますが、これまでのとりまとめ
を踏まえた国土利用・管理のモデル的实践と題しております。これまでに取りまとめま
いりました中で実践の場でモデル的にやってみるということは引き続き継続するという観

点からの項目でございまして、例示しておりますのは2018年とりまとめの「人」「土地」「仕組み」の視点に沿った具体的なアクション、それから先ほど議論もございました中心となる主体の創出・育成といったことを、旧中条村のケーススタディの機会を捉えまして、さらなる進展と課題の抽出を行ってまいりたいと思います。

先ほど特別部会のとりまとめでもごらんいただきましたように、こうした主体がどうかかわっていくかという点は、制度を検討する際にも見えてくるものがあるかと思いますので、それを制度面での検討と、また全国での横展開のための課題の抽出ということで、こうしたモデル的实践を引き続き続けてまいりたいと考えております。

私からの今後の主な論点についてのご説明は以上でございます。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。事務局のほうからいただいた進め方としては、2019年とりまとめにおける主な残された課題についての矢印みたいなマークの2つ、最初に管理されていない土地の問題が深刻化していない地区で、将来的に起こり得る問題への対応のあり方、2つ目、地目横断的な管理構想の検討、放置すべきでない土地の類型化、まずそれについてご意見をいただいて、その後、先ほどの土地政策分科会のとりまとめについてのご意見をいただきたいということです。

最初の2つについては資料を使ってのご説明はなかったということで、今からまず最初の2つについてご意見を伺いたいんですけれども、皆さん何となくイメージ湧きますか。

【土屋委員】 非常に単純な質問ですけれども、遠郊部という言葉は、それほど聞きなれてないんですけれども、例えば東京の遠郊部ってどの辺が当たるんですか。

【国土管理企画室長】 中出先生がおっしゃっていたのは、国道16号よりもさらに遠くにいきまして、大都市圏に近接する近郊地帯よりもさらに遠いところということでおっしゃっていました。

【広田委員】 今求められている意見はこの問題についての意見なんですか、それともこれを論点とすることに対する意見ですか。

【中村委員長代理】 中出先生は多分イメージを持っておられると思うんですけれども、我々の中では持っていないので。今、広田さんがおっしゃられたのは、この論点の内容についてより具体的な論点を引き出したいということですよ。

【国土管理企画室長】 はい、そのように。

【中村委員長代理】 それから、これ自体を論点にするということはいいいんじゃないかと思うんですけれども、むしろこの内容についてより具体化したものを議論したいという、

特に今年、2019年度として議論したいということです。

【瀬田委員】 仕事柄、遠郊部とかに行っていることが多かったんですけども、確かに団地を開発はしたんですけども、土地のまま残っていて、家が1割しか建たないとか5割しか建たないとか、5割ぐらい建っていると何となく住宅地で、コミュニティも形成されるんですが、1割ぐらいだとほとんどは原野で、ほかの用途に使っている場合もあんまりなくて、不法投棄みたいなものがあったりとか、そういう問題は局所的にはすごくあったりする場所がまさにこの大都市部の遠郊部、大体東京とか大阪からだとなんとか五、六十キロとか、もうちょっと先ぐらいですか、大分遠くの自治体であります。

ちょっと私が思案しているのは、深刻化している、していないというのは、どの人の、あるいはどういう主体の目線で捉えるかということです。そこに住んでいる人にとっては、結構深刻な問題であるケースもあるんですけども、命にかかわるかというところまでではないですが、あるいは災害に関係する場合もあるかもしれないけれども、そこまでではないという場合にここで深刻化すると認めて、まさにここに問題として扱うのかどうかというのは少し迷うところかなと思います。

将来的には、今、都市計画でコンパクトシティとかを進めていて、郊外におそらく人が取り残されたりして、その人たちをフォローしたりする必要性は多分出てくるとは思うんですが、この委員会で取り残された人をどうするかという話まで扱うのかどうかというのも、この委員会はどちらかという土地が主役で、土地をどうするかというテーマの中で、もちろん我々は人というか、最後は福祉とか、高齢化していく人たちをどうケアするかという問題にもなるんですが、この委員会でどこまで扱うかというのは、議論の前提を考えておいたほうがいいのかという気は少ししました。

以上です。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。今のご意見に対してはいかがですか。

【国土管理企画室長】 瀬田先生おっしゃったように、人をどうするかというのをこの委員会で扱うのかという論点がそもそもあるということは承知しております。郊外部なので、人と土地の使い方というのはある程度セットになってしまうところもあろうかと思いますが、あくまでそこは土地の使い方という視点での議論をしていきたいという本筋は通していきたいと思います。

【中村委員長代理】 この2つの問題について、何かもうちょっと事例的なものはなかったんですか。皆さんが同じイメージを持って議論されているのかどうかちょっと不安

になってきたので。例えば2つ目の地目横断的な管理構想というのは、先ほどのとりまとめで議論されたのは地目横断的な問題なんですか。それは自治体レベルの話なんですか。

【課長補佐】 1つ目の大都市遠郊部、地方都市近郊部のところについては、中出委員長からも場所とか事例も含めて少しご提案をいただいている部分があったんですけども、先生から論文などをいただきながら資料をつくるというところまで今回準備が整わなかったところもあるので、また次回の委員会までにその辺を準備して、しっかりと議論の土台をつくれるように準備してから議論をしたいと思います。

2つ目の地目横断的な管理構想の部分については、今ここで資料は出せてないんですけども、先ほどのとりまとめの中でずっと議論をしてきた国とか都道府県での広域的な立場から今後管理していくべき土地というものを構想にまとめ上げるというのを、今年度いっぱい第1弾までやり遂げたいと考えておまして、その中で検討しながら、どういった要素を入れて管理構想をまとめ上げていくべきかということについて少しご意見をいただきたいという趣旨で、2つ目は載せております。

【中村委員長代理】 そういうことでしょうか。いかがでしょうか。

【広田委員】 質問なんですけど、1番目の大都市遠郊部等なんですけど、深刻化してないわけでもないのかなという気が私はするんです。ここで言う地区というのは、それこそ地目横断的とある農地、森林、宅地、そういうのも全部含むような地区というイメージなんですか。ニュータウンの市街地の団地の中とか、そういう個別問題ではなくて、そういうさまざまな土地利用がセットとしてあるような地区を想定されるんですか。

【課長補佐】 国土政策的にやるので、完全に都市計画の区域だけでおさまってしまうところを対象にやるというよりは、そういった地区も含みながら、農地なども含むような場所で検討していきたいと思っています。

【広田委員】 この問題というか、この委員会自身が扱っている問題は、結局、人口がある程度増加していた時代にできた土地利用とか土地管理の仕組み自身が、人口減少時代に合わなくなっているという大きな背景があって、管理しきれなくなる土地が既にあるし、今後も予想されるようなエリアでどういった管理をしていけばいいかというのを考える委員会だと思うんです。

一番分かりやすいのは、過疎の山村のほうでとりあえずそれを取り上げたわけですけども、そういう視点でいうと、大都市の遠郊部に含まれるかもしれませんけれども、農業

サイドでいうと平地農村という言い方があって、いわゆる普通の農村で、一部山も入りま
すけれども、中条村みたいなところではなくて農地が主体であるような、そこも土地管理
上は非常に大きな問題が出ているんですが、どちらかというと農水省が耕作放棄問題とし
て取り上げているようなエリアでもあるので、この委員会でそういう地域も取り上げるの
かということ、どうなのかなという気がします。

それから、大都市遠郊部とありますけれども、もうちょっと近い近郊部でも、先ほども
ちょっと出ていましたけれども、産廃の放棄とか、一時に比べれば随分減ったと思うん
ですけれども、使われてない土地問題というのは農地もあるし、従来の宅地部分、ロードサ
イドもいろんな商業施設とか事業者用地ができましたけれども、それがどんどん使われな
くなってきているという問題もあります。

そういう視点でいえば、日本の国土全体がちょっと管理が危うくなっている土地とも言
えるわけで、ある程度類型化して、今年度までは過疎というか、中山間地域中心にやって
きて、その次ということで今回の大都市遠郊部、地方都市近郊部というのが出たと思うん
ですけれども、どうせやるなら、今平地農村と言いましたけれども、大体こういうブロッ
クに分けられて、次に管理されていない土地の問題が深刻化しそうなのはこういう地域だ
から、ここを取り上げようみたいな、もうちょっと全体像をつかんだ上での地区設定をし
たほうがいいのかという気がします。

【中村委員長代理】　そうですね。私も、今、広田さんが言ってくくださったように、こ
の委員会として扱う問題について、まずは中山間地から確かに始めて、管理が徐々に放棄
されていく場所として一番ターゲットとなりやすい。ただ、多分中出先生おっしゃってい
る大都市遠郊部も、質は違うとは思うんですけれども、同じような問題を抱えているとい
うことで、全体があって、昨年度までそこをやって、今年度都市の近郊についても検討し
ていくといったロジックが要るような感じがしました。

地目横断的な管理構想について、その2つ目のほうですけれども、それについては先ほ
どの議論から出ていました。さらに国として、都道府県として、もしくは自治体として考
えなくちゃいけないこと何かありましたら。いかがでしょうか。よろしいですか、先ほど
の議論で。

【一ノ瀬委員】　ちょっと済みません。私、まだあまりイメージができてないんですけ
れども、放置すべきでない土地の類型化というのは、この土地利用は放置しちゃいけない
ということがアウトプットになるんですか。ここはどんなイメージですか。

【課長補佐】 枕言葉が抜けているんですけども、悪影響の観点から放置すべきでない土地の類型化だと思っていますので、国、都道府県、市町村の立場においてどういう悪影響が想定されるから、ここについては管理すべきだとかいうもの、先ほどから出ている国防はまさに国の立場において、住民の立場においては無人島化しても問題ないような土地においても、国の立場からすると、そこは国防上重要だからという、国の視点から管理すべき土地という形で、国、県、市それぞれの立場において想定し得る悪影響で、それぞれの立場から管理すべき思うような土地を地目横断的に類型化して、そのビジョンを示すということを考えておきまして、国における管理構想の第1弾というものをできればこの次の1年の委員会の検討の中で考えていきたいと現時点では思っています。

【一ノ瀬委員】 そのときに私がイメージできてないと申し上げたのは、前も外部不経済で図で整理をされて、随分ディスカッションがあったところなんですけれども、そういう感じのイメージなのか。私が先ほどちょっと意見したことは、逆に言うと空間があって地図があって、どこがみたいなの。というのは、どういうところと隣接しているとか、地形がどうだとか、人口がどうだとかということである程度決まってくるような気がするんです。ただ、ここで書かれているのは、どっちかという属性みたいなものから整理していったというイメージなのか、どっちなんですか、感じとしては。

【課長補佐】 昨年度までに整理してきた外部不経済の表みたいなものも当然使いながら、想定される外部不経済について、こういうところは管理していくべきとかいうことも当然やっていこうとは思うんですけども、一ノ瀬先生からD I D地区との関係性とか、頼れる場所との関係性とか、そういった上下流の位置づけとか、D I D地区の位置づけなども踏まえた中で決まってくる部分もあるというふうにご意見いただいていたので、そういった観点も含めて次年度少し整理をしていけたらと考えています。

【一ノ瀬委員】 わかりました。

【中村委員長代理】 ちょっと、事務局がイメージされていることが委員のほうにも着実に伝わっていないような気がしますので、ひとまず最初の大都市遠郊部については中出先生の論文というか、資料をもう一度かみ砕いていただいて、次回にでも中出先生が出席なさるときに議論したほうがより効率的かと感じます。

それから、今の地目横断的なことについても、具体的な地図のようなイメージをしちゃうのか、それともあくまでも属性レベルの議論でいくのかとか、ちょっとわからないこともあるので、ひとまず次に進ませてください。先ほどの資料であった、個人の責任と公が

どういう形でそれをサポートするかとか、もしくは地域がサポートするか。先ほど土地政策分科会の資料を簡単に説明していただけたんですけども、それと下のケーススタディですね、このとりまとめを踏まえた今回、これとつながってくると思うんですけども、その辺についてご意見いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

【広田委員】　　ちょっと基本的な質問いいですか。土地政策分科会特別部会のとりまとめ、そこで方向性が出されて、それを踏まえた必要な制度のあり方というのはこの委員会の仕事なんですか。特別部会がまた続いて、引き続き新たな時代にふさわしい土地基本法の方向性を踏まえた必要な制度のあり方を議論するのは、この委員会という理解でいいんですか。これまで検討したのとちょっと質が違う検討かなと思って、興味深いことはそうなんですけど。

【専門調査官】　　土地基本法の改正の方向性とか、そういうところは特別部会の領域と承知しております。一方で、土地政策の再構築に向けて鋭意検討となっていますけれども、ここはまさに土地基本法が改正されていく中で、その改正内容に沿って各分野ごとに検討していかなきゃいけない部分があると思います。その新たな土地基本法の方向の中で、国土管理専門委員会としてどういう対応をしていくべきかというところがターゲットになってくると考えております。

【広田委員】　　先ほど土地の利用・管理に関する責務と役割分担ってご説明されましたけれども、この先を検討するというイメージですかね。

【専門調査官】　　そうです。一番メインとなるのは、土地の管理のあり方のところをメインに検討してきましたので、そこがメインということに変わりはないと思います。その中で主体というのは切り離して議論することもできないので、あり方を考えていく中であわせて考えていくということになるんじゃないかと思います。

【土屋委員】　　先ほどから森林ばかり言っていて申しわけないですけども、森林経営管理法というのが今度できたわけですけども、それで見ると、森林所有者の責務というのを明記する形で、今までの森林法にはなかったような責務というのをかなり強調しています。その責務が果たせない場合は市町村がそれを代行するというか、所有権の移転まではいかないんですけども、経営の移転のようなものを想定しているんです。

これについては我々の分野でもいろいろ議論したんですけども、ちょっと生煮えのところもあって、別の言い方をするとトップダウンでかなり決まってしまったところがあって、これは農水のほうも似たようなところがあると思うんですけども、そういう制度は

できているんですけども、現実にはそれをどうやっていくかとなってくると、それこそ国土利用的な観点で見ていく必要があるように思っているんです。

つまり土地所有者の責務というのは、言うのは簡単なんですけど、それをどうコントロールしていくかというのは大きい問題で、これは特に日本の場合はこれまで土地所有者の権限というのを強く見ていて、公共の制限というのはかなり抑制的だったんですけども、これからそれをどう考えていくかというのは、それはこの土地基本法のほうでやるんでしようけれども、当然国土管理とも非常に関連してくるなど、森林の立場から言うと思います。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。どうぞ、瀬田さん。

【瀬田委員】 この土地政策分科会特別部会のとりまとめでどういう見解が出たのかということをお伺いしたいんですけども、大都市遠郊部の、例えば分譲されたんですけども、結局家を建てずに放っておくというタイプのものというのは、そもそも手放したくて、管理も全然やってない。土地の所有権は別に制限されてもいいんですけども、言ってみればかわりたくなくて、市役所に売りたいという問い合わせがあるんですけども、市は当然引き取りたくないという状況が結構見られるんですけど、そういう状況に対してこの特別部会ではどんな態度を示すという見解になったのかということと、もし大都市遠郊のような問題を今回ここで扱うとき、ここではそういう問題に対して土地の所有について何か意見を言うことになるのか、そこをお伺いしたいんですけど。

【国土管理企画室長】 実際の議論で手放したいと思っているような方々に対してどういう態度をとるか、そこはどのような議論があったのか承知しておりません。

【広田委員】 もう一回いいですか。我々の来年度のここで検討すべき仕事なんですけども、参考資料1-1の3ページのとりまとめ（概要）の3のところに整理されていますよね。所有者による利用・管理とか、所有者以外の者の協力による利用・管理とか。上の箱を見ると、「関係する個別法や行政の政策等により講じていくことが求められる」とあるので、例えばこの部会であれば、国土利用計画法とか今年度取りまとめた土地の管理構想、ああいったツールでこういったことをどう実現していくかとか、そういった中で所有者の責務が仮にこうだとすると、制度そのものをどうしていったらいいとか、そういうことを検討しろということなんですか。

【国土管理企画室長】 これまでも国土管理専門委員会でご議論いただいた、例えば2017年の国土利用計画の活用ですとか、既存の制度でできるということももちろんござ

いますし、それからさらに新しい仕組みとして、もしこういうものがあつたほうがよりよいのではないかというご提案があれば、そういうご意見も伺いたいと考えています。

【中村委員長代理】 相当難しいご要望ですよ、これって。

【一ノ瀬委員】 でも、それをこれから議論する体制ね。今日すぐやるわけ。

【広田委員】 今日やるわけじゃないです。だから、何を議論すればいいかがちょっとピンとこないところがあつて。

【中村委員長代理】 土地基本法の委員会の責務と、それを受けて我々の委員会が議論すべき内容の整理がちょっと頭の中につきづらいですね。きっとそれができれば、基本、そういった所有者の責任などを踏まえた上で、土地管理の考え方を検討すればいいんじゃないだろうかとか。2つ目にある、こういった場所でモデル的な試験をやったらどうだろうかといったのが出てくるとは思うんですけども、ぱつと言われてもなかなか名案が出てこないですね。

【一ノ瀬委員】 2017年に出した国土利用構想図というアイデアを出したりしてきているわけですが、そういう意味でいうと、基本的には土地基本法直接ではないと思うんですけども、多分、本来であれば、そういうものが市町村で義務化されるということが明記されていくとか。

今改めて基本法の条文を見ていたんですけども、あくまでこの報告のとりまとめで言っているみたいに、利用を前提としているので、利用という意味で細かく仕組みが、土地利用も含めてきていたりするわけで、そこがそうではなくて、利用と管理を、ポチ管理だと思わなければならないことも前提とした提案をしてほしいということだと思わんです。

だから、そういう整理でもしよければ、ある程度議論のしていき方はあるんだろうと思わんですけれども、多分方向性としては、この委員会としては今までも既にかなりアウトプットしていて、そういったものが制度の中に入ってくれば、かなり実効性があるのかなと私は感じております。

【中村委員長代理】 ケーススタディについては、この例のところにも2019年とりまとめの残された課題である、中心となる主体の創出・育成ということで、旧中条村のことを引き続きというふうに書いてあるんですけども、これはまた新しい場所も考えていくということなんですか。それを委員の方々から提案していただくとか、そういうことも考えておられるのでしょうか。

【国土管理企画室長】 現時点の私どもの想定では考えておりません。ここまで進めてきた中条村で引き続き、次の段階へと考えております。

【中村委員長代理】 ということは、課題を抽出、つまり中条村のケーススタディで今までやってきた課題を委員のほうから聞きたいという意味ですか。

【国土管理企画室長】 失礼いたしました。ここは今後、私どもがケーススタディに臨んでいくに当たりまして、そういう課題を抽出する心構えで臨んでいくといったことをお伝えしたかったところです。

【課長補佐】 ここも先ほどの土地部会のとりまとめと同様に、既存制度の活用もしくは新たな制度を考えていく際に、ケーススタディをどういう視点からやっていくべきかということを少しご意見いただこうと思っていたんですけれども、先ほどから土地部会の部分について、先生方から、土地部会のとりまとめの書かれている内容と国土管理でやるべきことの関係性がわかりづらいというご指摘もあったので、土地部会で書かれている部分と国土管理のやるべきことの関係性をしっかり整理をして、議論すべきことを明確にして、次回以降議論させていただければと思います。

我々が今、想定していることは、まさに一ノ瀬先生おっしゃったとおり、2017年から2019年まで考えてきたアウトプットを具体的に進めるときに、新たな制度が要るのか、もしくは既存制度を活用するのか、その実効性を持たせるために、どういった制度を構築していけばうまく回っていくかということ、まさに考えていきたいと思っています。

それを考える上で今の土地・建設産業局の特別部会とりまとめが出たものがかなり内容も重複していて、関係もしているの、そのとりまとめも少し意識しつつ、これまでの3年間の検討のアウトプットとして、どういった制度を考えていけばいいかということ、少し議論したかったというのが本音なんですけれども、我々のほうの準備が整ってなくて、そこをうまく論点整理できずに今回臨んでしまったという部分もあるので、次回はそこをしっかりと整理をした上で議論に臨めるようにやっていきたいと考えています。

【中村委員長代理】 今のでちょっと私もわかったんですけれども、そういうイメージでされているということで、具体化するために今までの既存の制度でできるのか、新たな考え方を反映した制度が必要なんじゃないかということで、何かその観点からありますでしょうか。

それに当たるかどうかわからないんですけれども、土屋さんがずっとおっしゃっていた森林環境譲与税みたいなものが関係するかもしれません。最終的にこういうことをやろう

とすると、個人の責任もあるんでしょうけれども、それが公に対して問題になる場合は、税を使ってでも何とかしなくちゃいけないという制度がどうしても必要になってくると思うんです。それが一つ、森林については森林環境譲与税から森林環境税になっていく。多分こういった問題に対しても使えるようなお金になっていくと思うので、それを使うためにもどんな場所が今問題なのかということ具体的に明らかにしない限り、そして自治体の市町村森林計画のほうできちんと明記していかない限り使えなくなってくると思います。森林は仮にいいとしても農地のほうはどうなるんだとか、そういった公的に支援するための財源的なものはちょっと整理したほうがいいのかなどという感じはします。

【一ノ瀬委員】 モデル的实践の②のほうですけれども、現在まで続けられているのを継続してというのは別に反対するわけではないんですが、結構前からしつこく申し上げていて恐縮ですけれども、アンケートをしても全く何の反応もない自治体ですね、少なくとも研究者のレベルでも問題が指摘されてないようなところに、役所に無理やりヒアリングしても嫌がられるかも、よくわからないんですけれども、すごい調査をしろみたいな意味ではなくて、そういうところは問題がないから答えが返ってこないのかみたいなことをちょっと調べていただけたらと思っています。

前も申し上げて、もちろん大都市ではいろいろ部署もややこしくて、返事が返ってこないということがあるんじゃないかというお話があったと思うので、それはいいかなと思うんです。そこに体力もあるので、自分たちの施策の中で見ていけると思うんですけれども、小さい自治体で、こういった調査をかけても全く何の反応もなしというところはほんとうに大丈夫なのか。逆にそういうところをどうやってサポートしていけばいいのかというのは結構大きな課題かなと思っているので、もし可能であればということです。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。ほか何か。どうぞ。

【土屋委員】 新しい制度という話があったので。たしか一番初めの年に、一番初めの何でも言っていていいですよというときに、ちょっと似たようなことを言ったような気がするんですけれども、大分前に広田さんとも一緒にやったことがあるんですけれども、例えばヨーロッパ的な都市農村計画法、名前はいろいろ変わっていますが、都市農村計画法的な、つまり都市から農村部まで含めた形で土地利用計画を自治体がつくっていくという形、それが今でも一つの理想だと私は思っているところなので。

ただし、これをやるためには、地方自治体側の権限やさまざまところでいろんなことをやらなくちゃいけないので、すぐにそれが今ここで議論しているようなところと連続す

るのかどうかわからないんですけども、もしもそういうところまで射程に置きながら議論ができるなら、それはおもしろいなと思います。

【中村委員長代理】 どうぞ。

【大原委員】 ②の取り組みの横展開に向けた検討なんですけれども、中条村で引き続きケーススタディをやっていただくのはいいと思うんですけども、中条村でこういうのをやってみましたが、おたくの市町村ではどういうふうに思いますかみたいな、我々がやっていたことをほかの市町村とか都道府県の人に尋ねてみて、自分のところできると思えるかとか、何か課題があるのか聞いてみるというのはいいんじゃないかと思いました。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。ほかいかがでしょう。どうぞ。

【広田委員】 ちょっとこだわるようなんですけども、例の土地部会関連で、この委員会で検討すべき新しい制度のイメージなんですけど、今日お配りいただいた資料2-2の2019年とりまとめ（案）の例えば29ページに中条村の土地管理構想の図がありますよね。グッドシナリオとバッドシナリオというのがあるんですけども、例えばこの例で少し質問したいんですけど、左上にA班のグッドシナリオというのがあるんで、左上で3色に塗られていて、例えば青のところを地域として希少な農地である棚田は従来どおりの土地管理を継続というふうにこの構想で書かれたとして、ところが今の所有者は自分ではできないと。

そういう場合に、地域のこの構想で位置づけられたような利用をするためには所有者はわがまま言うなど。こういう構想で位置づけられたから、他者がそこに入って棚田を利用することに対して、合意形成というきれいな言い方もできるでしょうし、土地所有者の責務としてはより適切な利用というか、外部不経済が出ない、あるいはむしろ外部経済を生むような利用をするためには、土地所有者はそこは納得しろと。ここに入って、例えば棚田の復元をしたいという若者がいたら、そういう人たちに入ってもらうという調整を、この構想の実現のプロセスの中で実現していくという展開が想定されると思うんですけども、それにとって必要な制度といった場合に、例えば土地所有者の責務として、精神的な理念として自分が管理されなくなった土地についてはあんまりわがまま言うな、みたいなことがあっても、そこは所有者によっては、将来うちの子供がやるかもしれないと言って、だだをこねるかもしれませんよね。

そういうときに多少の規制ないしは誘導ですよ、こういう構想に沿った利用する場合には、固定資産税は大したことないかもしれませんが、何らかの優遇措置、それは

補助金もあり得るかもしれませんが、その誘導措置なり規制措置なり、あるいは最近であれば教育的な啓発という手法もありますから、そういった考えられるいろんな手法を組み合わせ、この構想にある土地利用を実現できるような制度を考えるというのが、例えばこの委員会の役割なんですか、そのイメージとして。かなり具体的なことを言っちゃいましたけれども、我々の土地部会の提案を踏まえた制度のあり方といった場合のイメージというのは、例えばそういうことなんですか。

【国土管理企画室長】 今、先生がおっしゃったのは、2018年で持続的にやっていくためのさまざまな工夫というところでいろいろご提案いただいた話でもありますので、当然この委員会で提言していただける内容だと思います。

【広田委員】 要は所有者以外の人があるところを管理しやすくするための規制とか誘導とか、さまざまなツールの組み合わせというのをどのレベルまで考えていいのかなというのがあ。ちょっとイメージしにくいんですけど。

【中村委員長代理】 きっと言い過ぎたら、事務局のほうでちゃんと整理してくださると思いますので、ある意味オーバーラップするところはやむなしとしてやっていただいていいような気がします。

ほかに何かありますでしょうか。

これはここに入るのかどうかかわからないんですけど、一番問題になっていることの一つとして野生鳥獣問題があります。今回の我々の委員会の中ではそれはそれほど出てきてはいないんですけども、実際には放棄された土地というのは野生動物がより進出してくる形になるので、問題だと思います。昨日も札幌の清田区で熊が道路を走っている姿が出ていたんですけども、ますますそういうのは我々の生活空間に近くなってきて、それを外部不経済というのかどうかはわからないんですけども、猟友会任せの制度論では明らかにうまくいかなくなっているのは事実です。そういった面も管理という意味では一つの視点として必要なんじゃないかという感じがしました。

ほかいかがでしょう。よろしいですか。

私もふなれで論点あまり整理できなかったんですけども、これは今年度引き続きということなので、先ほど栗林課長補佐がおっしゃられたように、次回においては座長も来られますので、大都市遠郊部についても論点が整理された形、さらに今回の土地基本法の問題についても、今、制度論として意見は出たんですけども、それを踏まえて、こんな形で進めていくというのが出てくるとと思いますので、その段階でまたやらせていただければ

ばと思います。

それでは、ひとまず議事（２）はこれで終わらせていただいて、最後の議事（３）その他ですけれども、これは事務局から、何かありますでしょうか。

【課長補佐】 特定の議事はないんですけれども、参考資料をごらんいただきまして、まず参考資料３でございますけれども、２０１７年とりまとめでも国土利用計画の市町村計画についてご提言いただきましたので、昨年度いっばいで市町村のつくる国土利用計画の策定のための手引きをまとめさせていただきまして、市町村のほうに発出をさせていただきまして。

この手引きにつきましては、市町村から特に意見の多い国土利用計画そのものの意義であったり、都市計画マスタープランや市町村の総合計画などの違い、関係性であったり、もしくは有効に市町村計画が活用されているような事例をピックアップして必要性を整理したものになりまして、今年度いっばいでさらに意義、必要性を本編で理解していただいた上で、実際につくろうと思った方が何から手につけていいかわからないところを、策定準備から策定プロセスに沿ってどういうふうに策定していけばいいかというものをマニュアル編としてつくる予定にしております。昨年度は３月で本編までつくらせていただいて、公表しているところでございます。参考資料のほうにつけさせていただいております。

さらに、これも毎回のことなんですけれども、この委員会で２０１８年に議論してきました国土管理専門委員会の漫画のほうも３つ公表しております。こちらもつけさせていただいておりますので、またごらんになっていただければと思います。

議事（３）のその他については以上になります。

【中村委員長代理】 ありがとうございます。電子ファイルで我々はこの漫画を見たりはできないんですか。これは資料として送られるんですか。

【課長補佐】 これはホームページに公表されておりますので、ぜひご活用いただければと思います。

【中村委員長代理】 わかりました。今のご紹介された内容についてはよろしいですか。何かご質問とかありますか。どうぞ。

【大原委員】 参考資料２のアンケート結果についてというのものもあるんですけれども、これもどういうものなのかざっと教えていただけるとありがたいんですけど。

【中村委員長代理】 お願いします。

【専門調査官（相村）】 済みません。直接、私ここに座っている立場ではないんですけ

れども、国土管理企画室の相村といいます。

参考資料2については、平成30年度に弊省の個人所有者のアンケートというのを、委託調査の一部でやらせていただきました。その中で土地を放置したい場合とか、そういうことを希望している場合のそれぞれの考え方について、ウェブアンケートで2,800名ぐらいとらせていただいていますので、それを紹介という形で載せさせていただきます。

以上となります。

【中村委員長代理】 よろしいですか。

【大原委員】 はい。

【中村委員長代理】 ほかに。全体を通じてもよろしいですか。何か言い残したことがありますたら。よろしいですか。

それでは、ほぼ予定の終了時間になりましたので、これをもちまして本日の国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第13回の会議を終了したいと思います。熱心なご議論ありがとうございました。

最後に、進行を事務局のほうにお返しいたします。

【課長補佐】 委員の皆さん、長い時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。今回の委員会につきましては2019年とりまとめの最後の審議となりますので、事務局を代表しまして審議官の佐竹より一言ご挨拶を申し上げます。

【大臣官房審議官】 局長の麦島が間に合いませんので申しわけございませんでした。かわりまして、私、審議官の佐竹より一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、去年の8月から5回にわたり大変活発にご議論いただきまして、本日も大変有意義なご意見をいただきました。委員長代理にお預かりをいただきまして、まだ整理する作業は残っておりますものの、ほぼ取りまとめの内容が固まりまして、深く感謝を申し上げます。

この国土管理専門委員会では、国土形成計画に位置づけられました人口減少下における国土の適切な利用・管理のあり方をご議論いただくということで、2017年にはこれからの国土利用・管理に対応した国土利用計画のあり方、それから2018年には人口減少下の持続可能な国土の利用・管理のために取りまとめていただきました。その次のテーマとして、放置が予想される土地の悪影響とそれに応じた管理のあり方についてご議論いただきまして、特にこの委員会の中では去年の10月、初めてとなりますが、長野県長野市での現地開催も実施することができました。2019年とりまとめが、本日ご提示しま

した、なし崩し的な放置が予想される土地の管理のあり方ということでございます。

これからのこの専門委員会でございますが、本日最後のところでご議論いただきましたが、これまでの議論を踏まえまして、人口減少下の国土の利用・管理をモデル的に実践していくことのほかに、今、土地政策分科会特別部会のとりのまとめを踏まえまして、論点がクリアになりますように、さらに次回に向けて事務局のほうでまた整理をさせていただきますが、必要な制度のあり方について、またご審議をいただければと思っているところでございます。

本日既に明らかになっていますように、大変難しいテーマではございますけれども、委員の皆様方にぜひ大所高所からのご指導・ご助言をいただきまして、有意義な審議になればと思っております。ご挨拶申し上げます。どうもありがとうございました。

【課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、これにて国土管理専門委員会を終わらせていただきます。熱心なご議論ありがとうございました。

最後に、事務局から2点お知らせをさせていただきます。本日の会議の議事録については、委員確認の上、ホームページにて公表させていただきます。また、お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いといていただければ、後ほど事務局から郵送させていただきます。

事務局からは以上です。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —